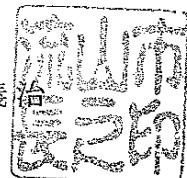


流 行 第 2 5 号
平成 22 年 6 月 1 日

流山市行財政改革審議会
会長 井上 菊夫 様

流山市長 井崎 義治



諮詢問

本市が、今後、より一層行財政改革を推進していくため、下記の事項について、意見を求める。

記

1 行政評価の妥当性・的確性等について、外部評価として、貴審議会からの意見を求める。

本市では、行政評価制度を事務改善だけでなく総合計画の策定や予算編成など、市政運営の中核となるツールとして活用しています。

また、平成18年度からは、行政評価制度の透明性・信頼性を向上させるとともに、市民にとってより開かれた制度とするため、外部評価を実施し、その結果について公表しています。

そこで、市が行った行政評価の妥当性・的確性等について、外部評価として、貴審議会からの意見を求める。

2 新しいプランによる行財政の改革への取組みについて、貴審議会からの意見を求める。

本市では、平成16年度に行財政改革の指針として新行財政改革実行プランを策定し、平成21年度まで行政改革と財政改革の両面から様々な取り組みを実施してまいりました。

昨年度には、平成22年度からスタートする後期基本計画を確実に推進するとともに、行財政改革をさらに前進させるため新たな行財政の改

革プランについて意見をいただきました。

そこで、新たな委員の皆様が加わりました審議会から貴重な意見を頂き、新しいプランの策定を進めて参りますので、今後取り組む改革事項や推進体制について貴審議会からの意見を求めます。

3 業務委託基準の策定について、貴審議会からの意見を求めます。

本市では、平成16年度に行財政改革の指針として新行財政改革実行プランを策定し、プランの着実な実施のために定員適正化計画と減少する職員での行政運営のために、業務の外部委託に関するアウトソーシング指針を策定しました。その指針に基づき、第1次、第2次アウトソーシング計画を策定し委託を進めて参りました。

新たな行財政の改革プランの策定にあたり、簡素な組織で効率的な行政運営を行うためには、更に業務の委託を推進する必要があります。

そこで、適正かつ速やかに業務の委託を実施し、新たなプランの着実な実施を補完できるように、事業の委託の実施前後に効果の検討並びに検証についての基準を定めて参りますので、その内容について貴審議会からの意見を求めます。